

## EU 統合が域内物価収斂に与えた影響に関する定量分析（要旨）

永田 雅 啓

統一通貨ユーロが 2002 年 1 月に一般使用されるようになったが、統一通貨を導入するメリットのひとつとして、ユーロ導入国間での価格差の縮小がある。統一通貨が導入されれば、商品の国際的な高低は消費者にとって一目瞭然で、商品価格は同一価格に向かって収斂するとされた。

しかし、ユーロが一般に使用されるようになってからも、思ったほど価格差の収斂は進まず、依然として域内価格差は開いたままという意見も聞かれる。ユーロ導入を含め、これまでの EU 統合のプロセスは、域内価格差をどの程度縮小させたのだろうか。本論文では、ヨーロッパの経済統合が域内価格差を縮小させる効果について、長期と短期の視点から定量的な分析を試みた。なお、以下で EU 域内とは、特に断らない限り、03 年までの EU15 ヶ国のうちルクセンブルグを除く 14 ヶ国を意味するものとする。

### 1. 財・サービス別の価格差収斂

消費財価格（EU 平均を 100 とする相対価格指数）の域内格差を見ると、北欧諸国と南欧諸国との間で 60 年代には 3 倍程度の開きがあった。しかし、こうした物価の格差は徐々に縮まり、2000 年代に入ると EU 平均から概ね  $\pm 25\%$  の範囲に各国の物価が入るようになってきている。財・サービス別に消費財の域内価格差について概観してみると、賃貸料・光熱費、医療サービス、教育などの非貿易財は、域内価格差が大きいものに対して、食物、衣類などの貿易財では、域内価格差が比較的小さい。これは非貿易財が貿易財に比較して、国際的な価格競争に曝され難いことから生ずる一般的傾向である。ただし、アルコール飲料・タバコ等は貿易財ではあるが、北欧等でこれらの品目に関して高い物品税を課しているため域内価格差が大きい。

総固定資本形成に関わる品目のうち、特に一般機械、電気電子機械で、域内価格差が急速に収斂している。これらの資本財では国際的な価格競争が厳しいこと、消費財と違って小売の流通経費が含まれないことから、最も価格差が縮まる品目と予想される。一方、住宅建設やその他の建設は一種の非貿易財であり、多くの人件費を含むことから高所得国と低所得国における価格の格差は容易に縮まらない。

### 2. 消費財価格の域内収斂に関する長期的な要因

各国の消費財価格の EU 平均からの乖離と各国の一人当り GDP の EU 平均からの乖離との関係を 14 ヶ国、71～02 年のクロスセクションデータで計測すると、両者の間には驚くほど明確な相関関係があり、両者の関係は、ほぼ原点を通る直線で表される。すなわち、消費財価格の平均からの乖離  $P$  と一人当り GDP の平均からの乖離  $Y$  との間には、次のような単純な関係が成り立っていると推定される。

$$P = A \cdot Y \quad \dots\dots\dots (1)$$

こうした理論モデルに基づいて係数を推計すると、自由度調整済みの決定係数は 0.86 と非常に高く、係数 A の推計値は約 0.55 である。ここから判断すると、EU 域内の消費財価格の格差は、域内の所得格差だけでほぼ説明できる。

消費者が購入する財の価格には、流通、小売などの段階で多くの人件費コストが含まれると同時に、そもそも個人消費の 60%以上を占めるサービス消費は人件費のウェイトが高い。このため、人件費（所得水準）の高低が物価に直接的な影響をもたらすことは十分に考えられる。このように、EU 域内の高所得（低所得）国では物価が高（低）いというのは、Balassa-Samuelsen の命題に示されるように理論的にも妥当で、経験的事実とも合致する。

なお、所得水準の差が消費財価格の差に与える影響度合いが、93 年以降のマーストリヒト条約の前後で変化したかどうかを検証してみたが、有意な変化は見出せなかった。

それでは、マーストリヒト条約が域内所得格差そのものの是正に与えた影響はどうだろうか。仮にマーストリヒト条約が域内所得格差を縮小させる効果を持ったとすれば、それを通じてマーストリヒトは域内消費財価格の収斂にも間接的に効果を持ったことになる。しかし、92 年以降、域内所得格差の是正はむしろ停滞気味であり、マーストリヒトが域内の所得格差の是正に有効だったという積極的な根拠は見出せない。

### 3. 資本財における域内価格差の収斂

資本財は、国際競争の激しい貿易財であること、消費財と違って小売の流通経費が含まれない分、国ごとの賃金の高低の影響を受けにくいこと、などの要因が複合され、価格差収斂の最も速い財である。特に 2000 年代には資本財の域内価格差の収斂が大きく進んでいる。これは域内の経済自由化と、域内企業による部品等の国際調達が進んだ結果でもあろう。こうした資本財においても国による価格差はあるが、消費財の場合と異なり、必ずしも高所得国で資本財価格が高いとは限らない。所得格差よりも、むしろ時間経過とともに各国の価格が確実に平均値に向かって収斂していく傾向が明確で、70 年代には最大で ±30 ~ 50%あった域内価格差が、2000 年代に入ると ±10%程度の範囲に収まってきている。

EU 域内の資本財価格が時間経過と共にどの程度の速度で収斂してきているかを推計すると、毎年、前年に比較して平均約 3%ずつ縮小してきたことが示される。しかし、資本財価格の収斂速度においても、マーストリヒトがそれを加速した兆候は見出せない。

### 4. ユーロ導入が与えた域内価格差への短期的影響

統一通貨ユーロの導入が域内価格差の縮小に与えた影響について、ユーロと各国通貨が固定された 99 年 1 月以降の期間について、ユーロが一般に使用されるようになった 2002 年 1 月を境とする前後の期間を比較する形で分析してみた。

この期間において（ルクセンブルグを除く）ユーロ圏 11 ヶ国の消費財価格の月別データ

の標準偏差値は、02年1月以降、急速に低下してきており、域内価格差が縮小していることを示している。上にも見た通り、消費財の価格差を決定付ける主たる要因は所得格差のため、次のような理論モデルを月次データに用いてユーロ導入の効果を検証する。

$$P = (A_m + B_m \cdot ED) \cdot Y \quad \dots\dots\dots (2)$$

ここでEDはユーロ導入ダミーで、01年12月以前は0、02年1月以降は1の値をとるダミー変数である。もし係数 $B_m$ が有意な値をとるならば、ユーロ導入以降、所得格差が域内価格差に与える影響度合いに何らかの構造変化が生じていることが推定される。推計結果は $A_m$ の推計値0.47に対して $B_m$ の推計値は-0.04で、統計的には1%水準で有意である。すなわち、ユーロ導入によって同じ所得水準の差から生ずる物価の格差は確かに縮小した。ただし、その度合いはそれほど大きくはない。例えば、一人当りGDPがユーロ圏平均から20%乖離する場合、消費財価格のEU平均からの乖離幅は、01年以前の9.5%から、02年以降には8.6%に縮小したと推計される。

#### 5. 結論 - EU 域内の価格差は解消するのか -

これまで域内価格差は時間経過とともに縮小してきている。しかし、ここで行った分析では、マーストリヒト条約が域内物価の縮小に与える長期的な影響はほとんど無く、統一通貨ユーロの導入による短期的な効果も限定的という結果である。また、貿易財と非貿易財では、価格差が縮小している主要因が大きく異なる。すなわち、貿易財の価格差が収斂してきているのは主として非関税障壁も含めた貿易障壁の除去によるものであるのに対し、非貿易財の価格差が収斂してきているのは、主としてEU域内で所得格差が縮小してきているために生じている現象と考えられる。

まず、貿易財に関してだが、企業のグローバル調達、政府調達の規制緩和などによる国際競争の激化が価格差収斂に大きく寄与したと思われる。ただし、貿易財の価格差の収斂は、EU域内に限らず世界全体で見られる現象である。また、資本財を中心とする貿易財の価格収斂は現在でも既にかかなりの水準に達しているため、今後、貿易財の価格差収斂がさらに進展する余地は大きくない。

一方、EU域内の所得格差は、ここ30年ほどで大きく縮小した。しかし、国家間の所得格差が更に縮小しなければ、域内価格差が収斂することも容易ではないであろう。今後もEU域内の所得格差を縮小させていくためには、EU域内での所得再分配機能の強化が必要である。そして、そのためには、EU税の徴収や開発投資、EU全体での雇用保険や福祉制度が実施できるような強力な政治力を持ったEU連邦政府が必要になる。しかし、そうしたEUの政治統合には時間がかかるため、所得格差の是正も急には進まない。結果として、EU域内価格差の収斂にはまだ多くの時間が必要と考えられる。